

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	母子家庭等医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、母子家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	西尾市母子家庭等医療費の支給に関する事務
②事務の概要	西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例に基づき、要件を満たす対象者に対し、医療費の一部を支給する。 特定個人情報は、次の事務に利用する。 ・受給資格の審査及び結果の通知 ・対象世帯情報の確認 ・受給者に関する異動情報の確認 ・受給者証の交付・更新 ・通知書等送付時の送付先の確認
③システムの名称	保健福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 西尾市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 西尾市行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 別表第2の16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険年金課 医療担当 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 電話 0563-65-2106
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険年金課 医療担当 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 電話 0563-65-2106

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5.評価における所属長②所属長	主幹 中村 肇	主幹	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2取扱者数 いつの時点の計測か	平成31年3月31日	令和2年1月28日	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月28日	IVリスク対策 8. 監査	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉給付システム	保健福祉総合システム	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2取扱者数 いつの時点の計測か	令和2年1月28日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2取扱者数 いつの時点の計測か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 西尾市行政手続における特定の人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 別表第2の16の項	事後	